

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 馬場 勝也

奈良県人事委員会規則第十一号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の九級の職員に相当する職員）

第八条の二 条例第十条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるものとする。

第九条の次に次の一条を加える。

（行政職給料表の八級の職員に相当する職員）

第九条の二 条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年十二月奈良県条例第二十一号）附則第六項の規定により読み替えられた条例第十条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級であるもの
- 三 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの